

議案第 12 号

令和 3 年度鳩山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鳩山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,376 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 260,121 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長

小 峰 孝 雄



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		228,648	△8,216	220,432
	1 後期高齢者医療保険料	228,648	△8,216	220,432
2 繰入金		41,247	△2,682	38,565
	1 一般会計繰入金	41,247	△2,682	38,565
3 繰越金		396	522	918
	1 繰越金	396	522	918
歳入	合 計	270,497	△10,376	260,121

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者広域連合納付金		266,329	△10,560	255,769
	1 後期高齢者広域連合納付金	266,329	△10,560	255,769
3 諸支出金		302	184	486
	2 繰出金	1	184	185
歳 出	合 計	270,497	△10,376	260,121

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	228,648	△8,216	220,432
2 繰入金	41,247	△2,682	38,565
3 繰越金	396	522	918
歳入合計	270,497	△10,376	260,121

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者広域連合納付金	266,329	△10,560	255,769	0	0	△10,898	338
3 諸支出金	302	184	486	0	0	0	184
歳 出 合 計	270,497	△10,376	260,121	0	0	△10,898	522

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1後期高齢者医療 保険料	228,648	△8,216	220,432	1現年度分特別徴 収保険料	△2,373	○特別徴収保険料 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、被保 険者から特別徴収保険料として納入されるもの △2,373
				2現年度分普通徴 収保険料	△5,580	○普通徴収保険料 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、被保 険者から普通徴収保険料として納入されるもの △5,580
				3滞納繰越分普通 徴収保険料	△263	○滞納繰越分普通徴収保険料 前年度から繰越されている保険料の滞納分で、当年度に 納入が見込まれるもの △263
計	228,648	△8,216	220,432			

(款) 2 繰 入 金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	41,247	△2,682	38,565	1保険基盤安定繰 入金	△2,682	○保険基盤安定繰入金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険 基盤安定制度として、低所得者等の保険料軽減分を公費 で補填する費用として繰り入れるもの 負担率：県3/4、町1/4 △2,682
計	41,247	△2,682	38,565			

(款) 3 繰 越 金

(項) 1 繰 越 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1繰 越 金	396	522	918	1繰 越 金	522	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を受け入れるもの
計	396	522	918			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者広域連合納付金

(単位：千円)

後期高齢者広域連合納付金										
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分		金 額		
							国 庫 支 出		地 方 債	
1後期高齢者 広域連合納 付金	266,329	△10,560	255,769			△10,898	338	18 負担金、補 助及び交付 金	△10,560	負担金 △10,560 後期高齢者広域連合 △10,560
				(入) 保険基盤安定繰入金	△2,682					
				(保) 特別徴収保険料	△2,373					
				(保) 普通徴収保険料	△5,580					
				(保) 滞納繰越分普通徴収保険料	△263					
計	266,329	△10,560	255,769			△10,898	338			

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰 出 金

1他会計繰出 金	1	184	185				184	27 繰 出 金	184	一般会計繰出金	184
計	1	184	185				184				